

令和 7 ～ 8 年度 河内長野市建設コンサルタント業務等
競争入札参加資格審査申請書提出要領

- ・河内長野市及び河内長野市上下水道事業の建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。
- ・有資格者名簿の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

河 内 長 野 市
河内長野市上下水道事業

1. 資格要件

- (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成 26 年河内長野市要綱第 47 号）第 3 条に規定する入札等排除措置要件に該当する者でないこと。
- (3) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上その営業を行っていること。
- (5) 国税及び市町村税（東京都特別区については、法人住民税を含む。）を滞納していないこと。それに加えて受任者を選定するときは、その者の所属する事業所の所在地の市町村税を滞納していないこと。

2. 申 請

- (1) 提出方法 **郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラス（赤色））**
※持参不可
 - ★当日消印有効
 - ★宛名書きは、別紙用紙（「封筒貼付け用紙」）を使用してください。
- (2) 受付期間 令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 6 年 12 月 20 日（金）まで
- (3) 提出部数 1 部

(4) 問い合わせ先

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 総務部 契約検査課

電話 0721-53-1111 内線467・451・469

(5) 提出書類 (※は「**提出書類に関する注意事項等**」も参照ください。)

N o	提 出 書 類	説 明	備 考
1※	競争入札参加資格審査 申請書		河内長野市が指定する 様式(以下「指定様式」 という。)
2※	登録(許可)証明書、現 況報告書 及び 財務諸表(貸借対照 表・損益計算書)	・登録(許可)証明書及び現況報告書 官公署発行 通知書は不可 ・財務諸表(貸借対照表・損益計算書) 直近決算分	写し可
3※	登記事項証明書等	法人: 法人の登記事項証明書 個人: ①代表者の身分証明書(成年 被後見人等又は破産に関する 証明書)(注1) ②代表者の登記されていない ことの証明書(成年被後見人、 被保佐人、被補助人でないこ との証明書)(注2) ※①及び②の提出が必要です。	写し可
4※	【国税】 納税証明書	法人: その3の3 個人: その3の2	写し可
	【市町村民税】 完納証明書(未納が無 いことの証明) ※発行されない市町村等の 場合のみ、直近1ケ年分の 納税証明書	法人: 法人市町村民税 個人: 市町村民税 <u>支店等(受任者)で申請をする場合は、 本店・支店等の双方を提出。</u>	写し可
	[河内長野市の] 完納証明書 【固定資産税・都市計画税】	河内長野市に固定資産税・都市計画税 の納税義務のある法人及び個人に限 る。	写し可
5※	印 鑑 証 明 書	法人: 印鑑証明書 個人: 印鑑登録証明書	写し可

6	委任状	支店等の代表者に契約締結権限など委任する場合のみ必要 ※①建設工事、②建設コンサルタント業務等、③物品購入・管理業務等・賃貸借のいずれかで原本を提出いただいている場合、本書は写しの提出が可能です。	指定用紙
7	指名停止措置要件 非該当誓約書	新規登録業者・更新切れ業者（※）のみ提出 ※ 過去に登録していても、令和6年4月1日時点で登録のない場合は更新切れ業者となり、提出が必要となります。 ※①建設工事、②建設コンサルタント業務等、③物品購入・管理業務等・賃貸借のいずれかで原本を提出いただいている場合、本書は写しの提出が可能です。	指定用紙
8※	建設コンサルタント 業務等業者カード		指定用紙 ※A4横、短辺綴じで 両面印刷すること
9	返信用封筒	長3 サイズ 12×23.5 cm	貴社住所等を記載し、 110円切手を貼付
10	受付票		指定用紙

（注1） 申請者本人の戸籍のある市町村に申請し、取得する。

（注2） 東京法務局あるいは、申請者本人の戸籍のある市町村を統括する法務局に申請し、取得する。

○「口座振替支払依頼書」について **※競争入札参加資格審査申請での提出は不要です**

現在、口座登録済みで口座（債権者）情報に変更が無い方は提出不要ですが、変更を希望する方及び新規の登録業者で令和7年4月1日以降に契約が発生する方は、請求の際に「口座振替支払依頼書」の提出が必要です。「口座振替支払依頼書」の様式は市ホームページより取得してください。また、支払先口座は可能な限り当市指定金融機関である三菱UFJ銀行の口座を指定してください。

※提出書類に関する注意事項等

申請書類	注意事項	発行機関
№. 1 競争入札参加資格審査申請書	- 申請者は、本社・本店の代表者であること。 - 登記事項証明書上の本社・本店の所在地と申請上の本社・本店の所在地が異なる場合は二段書きで記入すること。 例) 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 (申請上) 東京都〇〇区〇〇 4-5-6 - 希望する業務の種別は別表（「希望業務一覧表」）のとおりとし、1業務のみ選択すること。 さらに、建設コンサルタント業務を選択した場合は、国土交通省に登録している部門のうち本市への登録希望部門を3部門まで選択し希望順に記入すること。	—
№. 2 登録（許可）証明書、現況報告書 及び 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）	提出書類 【測量業務】 - 登録証明書 - 直前1年分の財務に関する報告書（測量法第55条の8の規定に基づく書類）の写し ※国土交通省に提出した報告書の写し全てを提出すること。 【建築設計・積算業務】 - 登録証明書 - 直前1ケ年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書） - 直前1ケ年分の設計等の業務に関する報告書（建築士法第23条の6、同法施行規則第20条の3に基づく書類）の写し ※（第一面）表紙、（第二面）業務の実績、（第三面）所属建築士名簿の写しのみ提出すること。	官公署発行 → 所轄地方整備局 （国土交通省） → 各都道府県指定事務所登録機関 （各建築士事務所協会）

	【建設コンサルタント業務・補償 コンサルタント業務・地質調査 業務など】 ・直前1年分の現況報告書 ※国土交通省の確認印を受けた副本 の写し全てを提出すること	→ 所轄地方整備局 (国土交通省)
No. 3 登記事項証明書 (法人)	【登記事項証明書】 (法人の場合) ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の提出。 ・2年以上の営業が要件の為「創業年月日」が<u>令和5年4月1日以前</u>であることの確認をすること。	→ 所管の法務局
身分証明書 (個人)	①【身分証明書】 ・成年被後見人などに関する証明 禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証明するもの。 ②【登記されていないことの証明書】 ・成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことを証明するもの。	→ 申請者本人の戸籍のある市町村に申請し、取得する。 本籍地が<u>河内長野市</u>の場合は河内長野市役所 市民総合窓口 (市民窓口課) で発行。 → 東京法務局あるいは、申請者本人の戸籍のある市町村を統括する法務局に申請し、取得する。
No. 4 【国税】 納税証明書	【国税】…法人税・所得税・消費税・地方消費税 法人 その3の3 個人 その3の2 <u>消費税、地方消費税については、納税義務がない場合でも納税証明書(法人…その3の3、個人…その3の2)が発行されますので、必ず提出すること。</u>	→ 所管の税務署 → 所管の税務署

【市町村民税】 完納証明書(未納が無いことの証明書) ※発行されない市町村等の場合のみ、直近1ヶ年分の納税証明書	【法人市町村民税(東京都特別区においては法人市民税)・市町村民税】 法人 ・完納証明書を提出すること。 ・支店等で契約する場合は、本店・支店の双方の完納証明書を提出すること。 ・東京都特別区の場合は「法人市民税」、町村は「法人町村民税」、市は「法人市市民税」で発行。 ・本店、支店が同じ市町村・特別区内にある場合は、本店での証明を提出。 個人 ◇市内業者◇ ・完納証明書を提出すること。 ※市内業者とは、河内長野市内に事務所を有し、その事務所において本市との契約を締結する業者をいう。 ◇市外業者◇ ・完納証明書を提出すること。 <u>市町村民税については、完納証明書(未納の額がないことの証明)を提出することとなりますが、完納証明書の発行できない市町村については、直近1ヶ年分の納税証明書を提出すること。</u>	所在地の市町村等の役所 事業所が河内長野市に所在(市内業者)の場合は河内長野市役所 市民総合窓口(市民窓口課)で発行。 河内長野市役所 市民総合窓口(市民窓口課) 所在地の市町村等の役所
完納証明書 【固定資産納税・都市計画税】	【固定資産税・都市計画税】 ◇河内長野市に納税義務のある法人及び個人◇ ・完納証明書を提出すること。	河内長野市役所 市民総合窓口(市民窓口課)
No. 5 印鑑証明書	法人 印鑑証明書 個人 印鑑登録証明書	所管の法務局 本人居住地の市町村等の役所

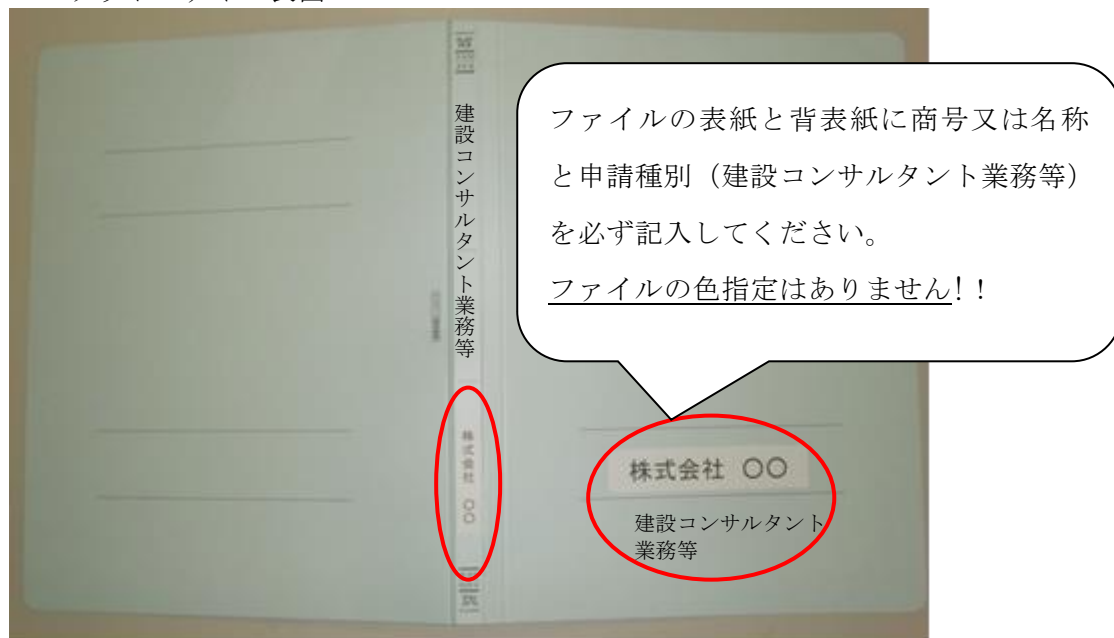
No. 8 建設コンサルタント 業務等業者カード	- 希望する業務の種別は別表（「希望業務一覧表」）のとおりとし、希望業務種別から1つを選択すること。 - さらに、建設コンサルタント業務を選択したときは、国土交通省に登録している部門のうち希望部門を3部門まで選択し、希望順に記入すること。 - 希望種別・希望部門が、No. 1「競争入札参加資格審査申請書」の記入内容と一致しているか確認すること。 - 希望種別は有資格者名簿の有効期間内は変更できません。同様に、順位の変更もできません。 - A 4 横短辺綴じ両面印刷してください。	—
---	---	----------

(6) 書類作成

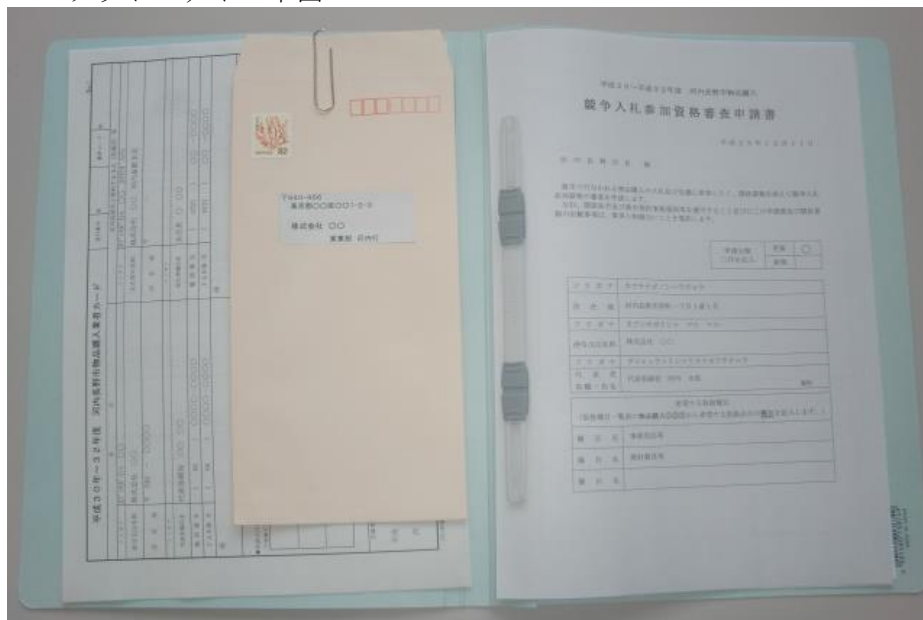
書類の綴じ方

- ・フラットファイルはA4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの。

■フラットファイル表面■



■フラットファイル中面■



左側

(5) 提出書類 No. 8「建設コンサルタント業務等業者カード」、No. 9「返信用封筒」、No. 10「受付票」を綴じずにクリップ留めにしてください。

右側

(5) 提出書類 No. 1～No. 7には穴をあけ、番号順に綴じてください。

- ① 証明書類(提出書類No. 2～No. 5)は、令和6年9月1日以降に発行のものを提出してください。
- ② その他の提出書類は、令和6年12月1日を基準として作成してください。(ただし、決算に関する事項は基準日の直前に決算の確定した日とします。)

希望する業務種別(部門)は別表の「希望業務一覧表」のとおりとし、希望する業務種別を1業務のみ選択してください。さらに、建設コンサルタント業務を選択したときは、登録している部門のうちから希望部門を最大3部門まで選択してください。

希望業務種別(部門)及び順位は、有資格者名簿の有効期間内は変更はできませんのでご注意ください!!

3. その他の注意事項

- ① 提出書類に不備のあるものは、受付できませんので記載漏れ等にご注意ください。
- ② 受付期間経過後の受付はいたしません。
- ③ 受付後、資格審査申請書受領書を送付しますので、返信用封筒を同封してください。
- ④ 記載内容等に変更が生じたときは、変更届を速やかに提出してください。
- ⑤ 河内長野市建設工事等指名停止要綱(平成13年河内長野市要綱第51号)別表の規定に該当する場合、あるいは該当することになった場合は、直ちに、報告してください。
- ⑥ 申請において虚偽の記載事項があった場合又は申請後に不正若しくは不誠実な行為があった場合は、この資格を取り消すことがあります。

別 表

希 望 業 務 一 覧 表

NO	希 望 業 務 種 別	業 務 内 容
1	建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋部門 港湾及び空港部門 電力土木部門 道路部門 鉄道部門 上水道及び工業用水道部門 下水道部門 農業土木部門 森林土木部門 水産土木部門 造園部門 都市計画及び地方計画部門 地質部門 土質及び基礎部門 鋼構造及びコンクリート部門 トンネル部門 施工計画、施工設備及び積算部門 建設環境部門 機械部門 電気電子部門 廃棄物部門
2	建築設計・積算業務	建築一般 （専門）意匠設計 構造設計 冷暖房衛生設備設計 電気設備設計 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査
3	測量業務	測量一般 地図の測量 航空測量
4	補償コンサルタント業務	土地調査部門 土地評価部門 物件部門 機械工作物部門 営業補償・特殊補償部門 事業損失部門 補償関連部門 総合補償部門
5	その他	不動産鑑定 登記手続き・土地家屋調査等 地質調査等

各種証明書類（見本）

建築士事務所登録証明書

【大指事様式 9】

建築士事務所登録証明書

下記の者は、次のとおり建築士法第23条の3第1項の規定により、登録を受けていることを証明します。

年 月 日

大阪府指定事務所登録機関
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会
会 長

記

事 務 所 名 称	
所 在 地	
開 設 者 氏 名	
登 録 番 号	一級 大阪府知事登録 (イ) 第 号
登 録 年 月 日	平成 年 月 日
登 録 有 効 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
管 理 建 築 士 名	
管理建築士登録番号	一級 国土交通大臣登録 第 号

<問合せ先> 【大阪建築登録センター】
大阪府指定事務所登録機関
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会
〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町3-1-17
高田屋大手前ビル 5階
電話番号 : 06-6947-1172

測量業者登録証明書

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)

年 月 日

国土交通省 局 殿
建政部建設産業課長第二課長

申請者

登録証明願

当社について、下記のとおり、測量法第55条の5第1項の規定により、測量業者としての登録をしていることを証明願います。

記

1. 登録番号 登録第 () 号
2. 登録年月日 平成 年 月 日
3. 商号又は名称

上記のとおり登録していることを証明する

年 月 日

局 建政部 建設産業課第二課長

(注) 上記測量業者の営業所の名称及び所在地等の登録事項については、国土交通省ホームページ(建設関連業の登録業者に関する情報提供システムについて)で確認できます。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

様式第18号（第7条関係）

建設コンサルタント現況報告書

建設コンサルタント登録規程附則第1項の規定により、次のとおり報告します。
この報告書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

報告者

所長 殿

登録番号	地	一	延床面積 年月日	平成 年 月 日	当初登録 年月日	平成 年 月 日
ふりがな 漢字又は名称						資本金額 千円
					創業 年月日	平成 年 月 日
役員（取締役を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名						
資 産 別						
氏 名	役 職 名	株 主	(関係 番号)	所在地	(関係 番号)	
役員の名義変更 の登記状況						
他に付いている 新法又は旧法の種別						
併設会社						

記載事項

- 「実務経験」の欄は、法人である場合に記入すること。
- 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。
- 「営業所の開設」の欄は、本店又は支店建設コンサルタント業務に関する契約を締結する営業所としてその開設を認めること。
- 「役員の名義変更」との兼務状況」の欄は、当該役員が他の会社の役員を兼任している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

電話番号	- () - 番
FAX番号	() 番
通 信 記 号	
電 話 機 器	

様式第18号（第7条関係）

(用紙A4)

ロ

建設コンサルタント業務履歴

登録部門	契約の相手方の名称	契約名	業務の内容	発注又は下請の契約	契約金額	契約期間
下志道			設計	下請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
環境適応コンサルタント			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日
			設計	元請	千円	自「年」月 日 至「年」月 日

記載事項

- この表は、理に数値している登録部門ごとに、直前1年間の主な契約について、「5件以内記入すること。」「その他の内容」の欄は、「設計」、「監理」、「調査」、「企画」、「立案」、「助言」のうち任意のものを選択すること。
- 「元請」とは、建設コンサルタント以外の者から建設コンサルタント業務を受注した場合をいい、「下請」とは、建設コンサルタントから建設コンサルタント業務を受注した場合をいう。

[illegible]

補償コンサルタント現況報告書

別記様式第16号(第7条関係)

地方整備局
用全登第 号

補償コンサルタント現況報告書

補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

(用紙A4)

控

年 月 日

報告者

局長 殿

伊

登録番号	補	登録年月日	平成 年 月 日	当初登録年月日	平成 年 月 日
(ふりがな) 商号又は名称				資本金額 (出資総額)	千円
法人番号				創業年月日	昭和 年 月 日
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名			営業所		
(ふりがな) 氏名	役職名	名称	(郵便番号) 所在地 (電話番号)		
		(主たる営業所) 本社 (その他の営業所) 別紙の通り			
役員その他企業役員との職務状況					
他に行っている営業の種類					
測量業、建設コンサルタント業、1級建築士事務所、地質調査業、計量証明事業、指定調査機関、登録調査機関					

電話番号	()
取扱い責任者 所属 氏名	

地方整備局
確認済

記載要例

1 「法人番号(13桁)」及び「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。

2 「役員(氏名及び役職名)」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。

3 「営業所」の欄は、本店又は常時補償業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。

4 「役員(他企業役員との職務状況)」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

不動産鑑定業者証明書

証 明 願
(不動産鑑定業者)

大阪府証紙貼付欄

証明書1枚につき500円です。
貼りきれないときは裏面にお貼りください。

大阪府知事様

年 月 日

大阪府知事
役所
第 号

願出人

商号又は名称

主たる事務所の所在地

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

下記のとおり、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による登録(同条第3項の更新の登録を含む。)を受けていることを証明願います。

記

商号又は名称	
主たる事務所の所在地	
代表者氏名	
登録年月日及び登録番号	平成 年 月 日 大阪府知事登録()第 号
使用目的	
提出先	
必要枚数	1 枚

建振第 - 号

上記のとおりであることを証明する。

日 月 日

知 事

国近整建産大コ 第 号
年 月 日

株式会社 殿

部長

建設コンサルタントの登録の更新について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった登録の更新については、建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づき下記のとおり登録の更新をしたので、通知する。

記

登録更新年月日 平成 年 月 日
登録番号 建 第 号
登録部門 河川、砂防及び海岸・海洋部門
道路部門
施工計画、施工設備及び積算部門
建設環境部門
登録の有効期限 年 月 日

（注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限： 年 月 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

通知書等は各種登録
（許可）証明書とは
異なるため、申請の
受付ができません。

登記事項証明書

履歴事項全部証明書

会社法人等番号		
商号		平成 年 月 日変更
		平成 年 7月 1日変更
		平成 年 7月 1日登記
本店		平成 年 4月 15日移転
		平成 年 6月 16日移転
		平成 年 6月 16日登記
公告する方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 年 月 日	
目的	1. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業 2. 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びに所有・管理に関する事業 3. 損害保険代理店業務及び生命保険募集業務に関する事業 4. 医療機関が実施する訪問診療に対する支援及びコンサルタント業務 5. 建設用資材の販売 6. 上記に附帯関連する一切の事業 平成 年 2月 25日変更 平成 年 2月 26日登記	
発行可能株式総数		
発行済株式の総数並びに権類及び数	発行済株式の総数	
	発行済株式の総数	平成 年 5月 18日変更
		平成 年 5月 18日登記

整理番号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/2

資本金の額		
		平成 年 5月 15日変更
		平成 年 5月 18日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には株主総会が承認したもののみならず、平成 年 5月 8日変更 平成 年 5月 18日登記	
役員に関する事項		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
		平成 年 6月 21日解任
		平成 年 6月 22日登記
		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
登記記録に関する事項	平成元年法律第15号附則第3項の規定により 平成 年 4月 20日移記	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

年 月 日
局長
登記官

整理番号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

納税証明書

【国税】

その3の3（法人）

その3の2（個人）

納税証明書
(その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

住所(納税地)
氏名(名称)
代表者氏名

1 法人税について未納の税額はありません。
2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。
以下 余 白

微管(証明) 第 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日
税務署長
財務事務官

納税証明書
(その3の2 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

住所(納税地)
氏名(名称)

1 申告所得税及復興特別所得税について未納の税額はありません。
2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。
以下 余 白

微管(証明) 第 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日
税務署長
財務事務官

【完納証明書(法人市町村民税(東京都特別区は法人都民税)) ※法人の場合】

※発行する市町村等により、証明書の体裁は異なります。

第 号

納税(完納)証明書

住所(所在地)
氏名(名称)

法人市民税 について未納の税額はありません。
(但し納期未到来の未納額を除く)

上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日
市長

完納であること!!

法人市民税、法人町民税、法人村民税、法人都民税

【完納証明書(市町村民税) ※個人の場合】

※発行する市町村等により、証明書の体裁は異なります。

第 - 号	
納 税 (完 納) 証 明 書	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
市府民税 について未納の税額はありません。 (但し納期未到来の未納額を除く)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 ... 年 月 日	

市府民税、市県民税…など

【完納証明書(固定資産税・都市計画税) ※河内長野市に納税義務のある法人及び個人】

第 - 号	
納 税 (完 納) 証 明 書	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
固定資産税 都市計画税 について未納の税額はありません。 (但し納期未到来の未納額を除く)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 ... 年 月 日 市長	

固定資産税
都市計画税

印鑑証明書

【印鑑証明書 ※法人の場合】

印 鑑 証 明 書



実印

会社法人等番号
商 号
本 店

昭和 年 月 日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
年 月 日
大阪法務局
登記官

整理番号

【印鑑登録証明書 ※個人の場合】

印 鑑 登 録 証 明 書

 実印	氏 名			
	生 年 月 日	昭和 年 月 日	性別	男
	住 所			
	備 考			

この印影は、印鑑登録原票に登録されていることを証明します。

年 月 日

市長

この証明書には、「メカシ」等の不正防止処理が施してあります。

登記されていないことの証明書

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

【6】登記されていないことの証明書

(「証明を受ける方」欄に手書きで記載した場合)

登記されていないことの証明書

①氏 名	甲野 太郎	
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 ☐ ☐ ☒ ☐ ☐	
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	東京都	千代田区
	丁目大字地番 九段南 1 丁目 1 番 10 号	
④本 籍 ☐ 国籍	都道府県名	市区郡町村名
	東京都	千代田区
	丁目大字地番 (外国人は国籍を記載) 九段南 1 丁目 1 番 地	

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 証明事項(証明範囲)は、その用途(提出先等)によって異なります。一般的には、
「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないこと」
のいずれかについて、証明します。

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

.....年 月 日

東京法務局 登記官

法 務 太 郎



【証明書番号】 2017-0100F-00006